

資料 2

国水政第 124 号
国道政第 63 号
平成 25 年 11 月 12 日

滋賀県知事

嘉田由紀子殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

道 路 局 長

直轄道路・河川に係る都道府県等への権限移譲に関する意向調査について

標記について、下記の通り貴県の現段階における意向等を確認させていただきたく、よろしくをお願いします。

記

1. 調査の趣旨

直轄道路・河川に係る都道府県及び政令指定都市（直轄道路の権限移譲の場合に限る。）（以下「都道府県等」という。）への権限移譲については、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成 25 年 9 月 13 日地方分権改革推進本部決定。以下「当面の方針」という。）において、「各府省が個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する方向で検討しているもの」に位置付けられるとともに、「移譲に伴う財源措置」及び「関係市町村の意見の聴取・反映」の在り方に関する具体的な検討と調整を進めることとされています。また、この「移譲に伴う財源措置」等について本年中に結論が得られた場合には、その結果を含め、直轄道路・河川の権限移譲に関する基本的内容を、政府において本年中に取りまとめる「見直し方針」（閣議決定予定）に盛り込むこととされています。

現在、政府内においては、上記の「移譲に伴う財源措置」等についての検討を進めているところであり、これまでの検討内容を踏まえて、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置」の内閣府案（別添参考資料。以下「内閣府財源措置案」という。）が取りまとめられたところです。

今後、「移譲に伴う財源措置」等について地方公共団体等との調整が進めば、個別の直轄道路・河川に係る都道府県等への権限移譲のための国土交通省と都道府県等との協議・調整についても進めていきたいと考えております。

これまで、国土交通省においては、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、個別の直轄道路・河川に係る都道府県等への権限移譲について、都道府県等との調整を行い、平成20年12月には、当該調整の過程で把握した都道府県等の意向も踏まえ、「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの（道路・河川）」、「移管の可能性について引き続き協議するもの（道路・河川）」を取りまとめ、個別の道路・河川のリストとともに公表したところです。さらに、平成21年4月には、これを一部時点修正した同年3月末時点の取りまとめ状況を示しており、これに対応する個別の道路・河川のリストについては、第1回直轄道路・直轄河川チーム会合（平成23年2月24日）に、「個別協議の合意状況に関する参考資料」（別添資料。以下「個別協議合意状況資料」という。）として提出しているところです。

今後、個別の直轄道路・河川に係る都道府県等への権限移譲のための国土交通省と都道府県等との間の検討・調整を円滑に進めるためには、あらかじめ、以下のような点を把握させていただいておくことが有効と考えられるため、今般の調査を依頼するものです。なお、「内閣府財源措置案」においては、「具体的な移譲の対象については、国土交通省において、・・・都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、個別の道路・河川の移譲に関する協議・調整を経て決まっていくもの」と記述されており、今般の調査は、これも踏まえたものです。

- ・上記取りまとめを行った平成20年12月以降の東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化、地方公共団体からの直轄編入の要望等の状況変化を踏まえ、当時把握した意向に変化がないかどうか。
- ・直轄道路・河川の権限移譲に当たっては、「当面の方針」において「関係市町村の意見の聴取・反映」が必要とされているところ、現時点において、関係市町村においてどのような意見があるか。
- ・その他具体の直轄道路・河川に係る権限移譲に関し、現時点において、権限移譲の時期等について特段の希望等があるかどうか。

また、今般の調査においては、直轄編入の要望についても調査内容に含めておりますが、道路・河川の管理における国と地方の適切な役割分担を図る上で、直轄編入の在り方についても検討する必要があることから、当該調査を直轄道路・河川の権限移譲に関する調査

と併せて行うこととしたものです。

なお、国土交通省においても、全国知事会において実施された調査「直轄国道・一級河川に係る事務・権限の移譲に関する調査について（依頼）」（平成 25 年 10 月 4 日）の結果について、内閣府地方分権改革推進室より情報提供を受けているところですが、上記のような観点から、同調査の対象に含まれていなかった内容を含め、国土交通省として改めて調査させていただくものですので、ご理解願います。

2. 調査方法

- ・ 「個別協議合意状況資料」に記載されている直轄道路・河川に係る権限移譲に関する貴県の意向について、変更がある場合にはその内容及び理由等を、その他権限移譲の時期等について現時点において特段の希望等がある場合にはその内容を別紙様式 1 に記載の上、送付下さい。

※全国知事会において実施された調査「直轄国道・一級河川に係る事務・権限の移譲に関する調査について（依頼）」（平成 25 年 10 月 4 日）への回答内容から加筆・変更する部分がなければ、別紙様式 1 の提出に代えて、全国知事会に提出された回答を送付いただいても結構です。

※今般の調査は、現時点における都道府県等の意向等を調査するものですので、個別の直轄道路・河川の権限移譲に係る具体的な内容については、今後の個別の権限移譲の協議において、改めて都道府県等の意見等を聴取し、調整する予定であることにご留意願います。

- ・ 「個別協議合意状況資料」に記載されている直轄道路・河川の貴県への権限移譲に係る現時点における関係市町村（※）の意見について、当該関係市町村に別紙様式 2 に個別に記載いただいた上で、当該様式を貴県より送付下さい。

※貴県内の当該道路の沿線市町村又は当該河川の流域及び想定はん濫区域内に存する市町村は全て含むものとし、その他の市町村であって当該権限移譲について特に関心を有すると貴県が認識されている市町村（例えば、当該河川の管理に利水面から特に関心を有している市町村）を含めていただいても結構です。

※現時点で、関係市町村が意見の内容を判断しかねる場合においては、改めて、個別の直轄道路・河川の権限移譲に係る協議を行う際に、意見を聴取しますので、その際に意見を提出していただくことで差し支えありません。

- ・ 現在貴県が管理している道路・河川のうち、貴県が国による管理を要望する区間がありましたら、別紙様式 3 に記載の上、送付下さい。

3. 提出期限

平成 25 年 11 月 29 日（金）



滋 監 第 1 4 8 1 号

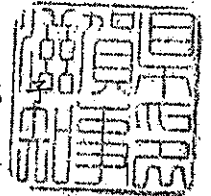
平成 25 年 (2013) 11 月 29 日

国土交通省

水管理・国土保全局長 様

道 路 局 長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀



直轄道路・河川に係る都道府県等への権限移譲に関する意向調査について

標記について、下記のとおり回答します。

記

別紙様式 1 (別添のとおり)

別紙様式 2 (別添のとおり)

別紙様式 3 (別添のとおり)

別紙様式3

都道府県名（政令指定都市名）： 滋 賀 県

道路

路線 番号	起点	終点	延長 (km)	理由等	備考 (直轄編入の時期についての希望等)
1	栗東市上砥山	大津市 瀬田神領町	9.5	山手幹線（主要地方道大津能登川長浜線）は、直轄道路である国道1号バイパス（栗東水口道路）の先線であることから、直轄編入していただきたい。	直轄事業である栗東水口道路の進捗に合わせた供用を目指し、これまで県において設計および用地調査等の準備を進めてきたところである。早期整備に向けて、平成27年度を目標に用地買収を進めており、この用地買収完了後に直轄編入されるよう協議をお願いしたい。

河川

水系名	河川名	区間	理由等	備考 (直轄編入の時期についての希望等)
淀川	野洲川	石部頭首工～杣川合流点	県下有数の大河川であり平成25年台風18号の出水や被害状況などから改修の促進が必要であるため。(河川法施行規則第2条の2(1)イに該当)	
淀川	日野川	河口～出雲川合流点	県下有数の大河川であり平成25年台風18号の出水や被害状況などから改修の促進が必要であるため。(河川法施行規則第2条の2(1)イに該当)	
淀川	姉川 高時川	琵琶湖～高時川合流点 姉川合流点 ～長浜市余呉町小原	平成25年11月高時川源流に西日本最大級のトチノキを中心とする巨木林群の存在が確認されたため。(河川法施行規則第2条の2(1)ハに該当)	

○参 考

河川施行規則 抜粋

【指定区間の指定の基準】

第2条の2 法第9条第2項の規定による国土交通大臣の指定区間の指定は、次の各号（第1条の2第8号に該当する水系に属する1級河川にあっては、第1号及び第2号を除く。）のいずれにも該当しない区間について行うものとする。

(1) 河川の形状及び流水の状況並びに流域の地形及び土地利用の状況等から、一体として管理する必要がある区間であって、次のいずれかに該当するもの

イ 河川のはん濫により当該河川の流域における市街地等に甚大な被害が発生するおそれのある区間

ロ 水系に属する河川の流量、水質等に著しい影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間

ハ 水系における貴重な自然環境、優れた景観等その整備又は保全を行うことが特に必要と認められる河川環境が存する区間

ニ 2以上の都府県の区域にわたる水系に属する河川の区間であって、関係都府県にわたる治水上、利水上又は河川環境の整備若しくは保全上の利害を調整する必要があると認められるもの

(2) 前号の区間における河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設（当該区間に存するものを除く。）が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

(3) 洪水等の激甚な災害が発生した水系に属する河川の区間又は濁水が頻繁に発生し、若しくは河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題等が生じている水系に属する河川の区間であって、河川管理に高度の技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等の理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められるもの

(4) 前各号の区間の二以上と直接に接続する区間又は前各号の区間のいずれかから河口までの間の区間であって、前各号の区間と一体として管理することが必要と認められるもの





直轄道路・河川に係る権限移譲に関する決議

平成二十五年十二月十日

自由民主党国土交通部会

本来、住民の安全・安心の向上に資するための手段として地方分権が議論されるべきところ、民主党政権の下では、手段が目的化した嫌いがあり、東日本大震災の教訓や住民の生命・財産に直接責任を持つ市町村の意向が十分に反映されないまま、拙速な議論によって、機械的に直轄道路・河川に係る権限移譲が進められようとしていたことは誠に遺憾である。

今後想定される大規模地震等への備えが求められ、またグローバル化が著しく進展する中で、国民の生活や経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であり、政府は、直轄道路・河川の権限移譲にあたっては、以下の諸点を踏まえるべきである。

- 一、東日本大震災等の教訓も踏まえ、防災・減災の観点からも、国として管理すべき道路・河川については、現行法の枠組みに従い、引き続き国で管理すること。
- 二、一、を大前提としつつ、今後の直轄道路・河川の権限移譲に係る個別協議にあたっては、実施中の事業の進め方も含め、都道府県のみならず、住民の安全に対して直接責任を有する関係市町村の意向を尊重すること。
- 三、地方から要望の強い道路・河川の直轄への編入についても、道路・河川の管理における国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、同時に協議を進めること。

右、決議する。

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（抜粋）

（平成25年12月20日 閣議決定）

1 基本的考え方

個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。

政府はこれまで、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、国の法令による義務付け・枠付けの見直し等に着実に取り組んできた。

引き続き地方分権改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）及び「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成25年9月13日地方分権改革推進本部決定）を踏まえ、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、「2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

加えて、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、「3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

（7）直轄道路及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

直轄道路・河川の事務・権限の移譲等については、以下のとおり、現段階での基本的な考え方を取りまとめたところであり、具体の財源措置等に係る内容については、今後の直轄道路・河川の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

（i）基本的な考え方

- ・住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄道路・河川の権限移譲を推進する。
- ・当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。

その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する。

（ii）移譲の対象範囲

- ・移譲の対象範囲は、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月28日）の方向に沿ったものとする。

なお、具体的な移譲の対象については、国土交通省において、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、個別の道路・河川の移譲に関する協議・調整を経て決まっていくものである。その際には、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、

引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象とはしないものとする。

(iii) 移譲後の位置付け

- ・道路については、原則として、指定区間外国道として移譲し、河川については、当該河川の区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として、当該河川の全区間を移譲する場合は二級河川として移譲するものとする。この場合、国が行うべき事業を完了した上で移譲することを基本とする。

また、移譲後は、地方公共団体が、地域の実情を十分に踏まえ必要な整備・維持管理の水準を確保する。

- ・バイパスの現道区間については、上記にかかわらず、現行の直轄基準に照らして、その基準に該当しなくなるものは、地方公共団体との協議を経て、地方道又は指定区間外国道に位置付けを変えて移譲する。

(iv) 財源措置

移譲に伴う財源措置については、以下の内容を基本として、今後、内閣府が主導して政府内で引き続き検討を進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講ずる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。

国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。

- ①バイパスの現道区間以外の建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率（3分の2等）並みの交付金の措置を講ずる。

ただし、移譲時点で事業化されている事業を対象とする。

- ②維持管理費については、次のとおり財政措置を講ずる。

- ・個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。

ただし、地方公共団体が移譲された道路・河川を維持管理するに当たっては、地方の創意工夫等により、一層の効率化に努める。

- ・バイパスの現道区間については、従来、地方に移譲するに当たって、必要に応じ適切な補修等を行った上で移譲してきており、移譲後の財源措置は、通常の方財措置が講じられてきているところであり、今回も従前と同様の取扱いとする。

なお、関係地方公共団体との協議・調整が整ったものから順次移譲することとする。

- ③上記の建設費及び維持管理費について、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、地方財政計画の歳出に計上し、維持管理費に係る地方負担相当額について、適切に対応する。

- ④建設費及び維持管理費に係る人件費及び事務費については、所要額の総額を適切に積み上げた上で、当該額に応じた地方財措置を講ずる。

- ⑤上記①から④の財源措置については、時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用する。

(v) その他

- 道路・河川の権限移譲に伴って必要となる人員等の確保の方策については、事業執行が円滑に行われるよう、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、具体的な方策の必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。
- 大規模な災害については、これまでも国による支援の充実が図られてきており、今後とも国・地方が協力して適切に対応する。
- 東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化等を踏まえ、直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行う。

全国における知事管理河川の状況

コード No.	都道府県 名	河川延長						県土面積		一級・ 二級 河川密度		一級河川 (指定) 密度		知事管理 河川密度		
		① km	② km	③ km	④=①+②+③ km	順位	知事管理 河川 ⑤=②+③ km	順位	⑥ km ²	順位	⑦=④/⑥ km/km ²	順位	⑧=②/⑥ km/km ²	順位	⑨=⑤/⑥ km/km ²	順位
1	北海道	2,147.3	8,028.3	4,282.9	14,458.5	1	12,311.2	1	83,456.20	1	0.173	46	0.096	40	0.148	47
2	青森県	155.1	925.9	1,003.4	2,084.4	28	1,929.3	28	9,607.04	8	0.217	44	0.096	39	0.201	44
3	岩手県	291.5	1,849.2	977.2	3,117.9	11	2,826.4	11	15,278.77	2	0.204	45	0.121	36	0.185	45
4	宮城県	326.8	1,785.6	346.2	2,458.6	22	2,131.8	24	7,285.73	16	0.337	35	0.245	24	0.293	35
5	秋田県	309.8	2,428.4	451.1	3,189.3	9	2,879.5	9	11,612.22	6	0.275	43	0.209	30	0.248	43
6	山形県	381.1	2,542.2	269.9	3,193.2	7	2,812.1	12	9,323.44	9	0.342	33	0.273	18	0.302	33
7	福島県	222.5	3,216.1	1,389.6	4,828.2	4	4,605.7	4	13,782.75	3	0.350	32	0.233	28	0.334	29
8	茨城県	434.7	1,458.2	175.8	2,068.7	30	1,634.0	33	6,095.69	24	0.339	34	0.239	25	0.268	42
9	栃木県	228.0	2,504.2	0.0	2,732.2	19	2,504.2	19	6,408.28	20	0.426	17	0.391	5	0.391	16
10	群馬県	187.5	2,717.0	0.0	2,904.5	15	2,717.0	14	6,363.16	21	0.456	9	0.427	3	0.427	9
11	埼玉県	244.7	1,400.3	0.0	1,645.0	36	1,400.3	37	3,797.25	39	0.433	15	0.369	6	0.369	23
12	千葉県	145.1	367.5	1,086.7	1,599.3	37	1,454.2	36	5,156.58	28	0.310	38	0.071	42	0.282	36
13	東京都	107.1	627.5	95.7	830.3	46	723.2	46	2,187.42	45	0.380	26	0.287	16	0.331	30
14	神奈川県	62.9	270.0	515.7	848.6	45	785.7	45	2,415.84	43	0.351	31	0.112	38	0.325	31
15	新潟県	273.2	3,329.7	1,567.8	5,170.7	2	4,897.5	2	12,583.46	5	0.411	20	0.265	19	0.389	17
16	富山県	167.7	1,001.2	477.6	1,646.5	35	1,478.8	35	4,247.40	33	0.388	25	0.236	26	0.348	26
17	石川県	48.5	268.4	896.6	1,213.5	41	1,165.0	41	4,185.47	35	0.290	40	0.064	43	0.278	38
18	福井県	117.8	981.6	252.8	1,352.2	40	1,234.4	40	4,189.27	34	0.323	36	0.234	27	0.295	34
19	山梨県	104.1	1,951.5	20.2	2,075.8	29	1,971.7	26	4,465.37	32	0.465	7	0.437	2	0.442	6
20	長野県	305.9	4,764.5	0.0	5,070.4	3	4,764.5	3	13,562.23	4	0.374	27	0.351	8	0.351	25
21	岐阜県	325.7	2,935.9	0.0	3,261.6	6	2,935.9	8	10,621.17	7	0.307	39	0.276	17	0.276	40
22	静岡県	247.8	1,379.2	1,222.8	2,849.8	16	2,602.0	18	7,780.09	13	0.366	28	0.177	34	0.334	28
23	愛知県	219.1	1,173.7	718.2	2,111.0	27	1,891.9	30	5,164.06	27	0.409	22	0.227	29	0.366	24
24	三重県	236.8	1,509.1	792.1	2,538.0	21	2,301.2	22	5,776.87	25	0.439	13	0.261	20	0.398	14
25	滋賀県	67.5	2,254.3	0.0	2,321.8	25	2,254.3	23	4,017.36	38	0.578	3	0.561	1	0.561	2
26	京都府	189.4	1,365.9	409.1	1,964.4	32	1,775.0	32	4,613.00	31	0.426	18	0.296	15	0.385	19
27	大阪府	77.0	595.2	194.6	866.8	44	789.8	44	1,896.83	46	0.457	8	0.314	12	0.416	11
28	兵庫県	175.7	1,592.7	1,720.6	3,489.0	5	3,313.3	5	8,395.47	12	0.416	19	0.190	33	0.395	15
29	奈良県	93.0	1,557.0	0.0	1,650.0	34	1,557.0	34	3,691.09	40	0.447	10	0.422	4	0.422	10
30	和歌山県	65.5	536.5	1,422.0	2,024.0	31	1,958.5	27	4,726.12	30	0.428	16	0.114	37	0.414	12
31	鳥取県	128.2	906.0	399.7	1,433.9	39	1,305.7	39	3,507.26	41	0.409	21	0.258	21	0.372	22
32	島根県	257.2	2,030.9	659.6	2,947.7	14	2,690.5	16	6,707.57	19	0.439	12	0.303	13	0.401	13
33	岡山県	113.9	2,429.9	269.7	2,813.5	17	2,699.6	15	7,113.00	17	0.396	24	0.342	9	0.380	21
34	広島県	309.3	2,109.4	627.7	3,046.4	13	2,737.1	13	8,478.52	11	0.359	30	0.249	23	0.323	32
35	山口県	59.0	156.7	2,212.8	2,428.5	23	2,369.5	21	6,112.22	23	0.397	23	0.026	46	0.388	18
36	徳島県	180.4	1,339.7	439.9	1,960.0	33	1,779.6	31	4,145.69	36	0.473	6	0.323	10	0.429	7
37	香川県	18.9	68.3	1,008.2	1,095.4	43	1,076.5	43	1,876.47	47	0.584	2	0.036	44	0.574	1
38	愛媛県	119.5	1,824.9	1,247.6	3,192.0	8	3,072.5	6	5,677.38	26	0.562	4	0.321	11	0.541	4
39	高知県	130.1	1,797.5	1,241.9	3,169.5	10	3,039.4	7	7,105.01	18	0.446	11	0.253	22	0.428	8
40	福岡県	263.6	1,036.6	875.3	2,175.5	26	1,911.9	29	4,976.17	29	0.437	14	0.208	31	0.384	20
41	佐賀県	219.2	857.6	509.3	1,586.1	38	1,366.9	38	2,439.58	42	0.650	1	0.352	7	0.560	3
42	長崎県	22.0	114.4	1,025.9	1,162.3	42	1,140.3	42	4,095.22	37	0.284	42	0.028	45	0.278	37
43	熊本県	301.7	1,432.8	627.0	2,361.5	24	2,059.8	25	7,405.21	15	0.319	37	0.193	32	0.278	39
44	大分県	196.5	1,877.9	988.7	3,063.1	12	2,866.6	10	6,339.33	22	0.483	5	0.296	14	0.452	5
45	宮崎県	145.0	1,363.5	1,282.2	2,790.7	18	2,645.7	17	7,734.78	14	0.361	29	0.176	35	0.342	27
46	鹿児島県	165.0	713.1	1,775.5	2,653.6	20	2,488.6	20	9,187.80	10	0.289	41	0.078	41	0.271	41
47	沖縄県	0.0	0.0	354.6	354.6	47	354.6	47	2,275.28	44	0.156	47	0.000	47	0.156	46
合計		10,588.3	77,376.0	35,834.2	123,798.5		113,210.2		377,862.12		-		-		-	
平均		225.3	1,646.3	762.4	2,634.0		2,408.7		8,039.62		0.328		0.205		0.300	

県土面積に対する知事管理河川延長は、全国2位